

「滋賀県住生活基本計画(改定原案)」に対して出された意見
情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成28年12月28日(水)から平成29年1月27日(金)までの31日間、住生活基本法第17条第3項および滋賀県民政策コメント制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、滋賀県住生活基本計画(案)について意見募集を行った結果、県民および団体計6者から19件の意見・情報が提出されました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方を以下に示します。取りまとめにあたり、提出された意見・情報は要約しています。

2 提出された意見・情報の内訳

1 全体に関すること	2件	(1件)
2 第2章 本県の住生活を取り巻く状況について	5件	(4件)
3 第4章 施策の方向について	3件	(2件)
4 第4章 成果指標について	5件	(2件)
5 その他の御意見や情報	4件	(3件)
合 計	19件	(12件)

()書きは、うち反映した意見

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について(案)

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報に関する考え方
全体関係			
1	37, 39	<p>四国の高松丸亀商店街における商店街の再生では、既存の商店街をベースに医・食・住をうまくマッチングさせたアーケード街を中心にして生活空間を作っている。歩いて行ける医療が充実していれば高齢者や子育て世代も安心して暮らせる。ニーズを的確にコーデネートする人がいるとうまくいく例もある。</p> <p><u>空き家の活用、空き空間の多い地域の活性化</u>、優良な資源を生かし切れていない地域の活性化を進める必要がある。特に<u>地域の医療の充実は高齢者世帯・若者世帯を問わず必要で、住み続ける基本になるのではないか。</u></p> <p>その地域が持っている資源をフル活用しながら基本を医・食・住とし、コンパクトにまとまった地域づくり街づくりを考えられたい。</p>	<p>本計画においても、医療施設も含めた立地についての情報を提供する、滋賀県子育て応援住宅認定事業の認定や、高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の拡大を成果指標に設定するなど、医療施設との近接性に配慮した施策を推進することとしています。</p> <p>ご意見については、地域の医療施設と連携したまちづくりを進める上で参考とさせていただきます。</p>
2	43	<p>既存住宅の最大の問題は温熱環境が整っていないことで、人命を守るという観点では耐震と同じかそれ以上に重要視るべき課題と考える。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、基本目標4(2)(3)(安全・安心な住宅づくり)の項目の一部を次のとおり修正します。</p> <p>「<u>健康に配慮された住宅の普及を図るために、シックハウス対策に係るガイドラインやマニュアルの普及、地場産自然素材の普</u></p>

			<p>及に努めるほか、ヒートショック対策等に 係る情報提供等を行います。</p> <p>また、住宅・住環境の防犯性の向上を図 るため、「なくそう犯罪」滋賀安全なまち づくり条例や同条例に基づく「住宅に関する 防犯上の指針」等の周知を図り、併せて、 地域住民による自主防犯活動などを促進し ます。」</p>
第2章(本県の住生活を取り巻く状況) 関係			
3	3-51	用語の説明がなく、その分野に詳しくない と指示示す内容がわかりにくい表現がある。 言い換えるか、説明を付したほうがよいのでは ないか。たとえば「最低居住面積未満率」。	ご指摘を踏まえ、用語の言い換えまたは説 明の追加を行います。
4	3-29	四角で囲んだ部分の記述について、いつ現 在の状況の説明なのかが明らかでない項目が ある。明記したほうがよいのではないか。	ご意見を踏まえ、年度を明示します。
第2章(1)①(人口・世帯数) 関係			
5	4	P3で述べられている近年と今後の人口動 態に対し、P4下の地図で説明する動態が古 いのではないか。	人口、世帯の状況に係る説明では、長期の 変動と地域間での状況をみる観点から、県内 全域での拡大が概ね終わり地域により減少基 調に転じる平成7年の時点を基準とするた め、原案のとおりとします。
第2章(2)④(居住面積水準に関する状況) 関係			
6	9	居住面積水準の状況を説明しているグラフ について、2種類のグラフが一体となってお り見にくい。 他のグラフについても、わかりにくい点が ないか確認されたい。	ご指摘を踏まえ、グラフの表記を修正しま す。
第2章(3)②(空き家の用途等の状況) 関係			
7	13,48	住宅・土地統計調査の「その他の空き家」 を「用途なし」というのは一般的な表現か。 たとえばP12下の「用途なし」内の共同住 宅はどのような状態を指すのか。	ご指摘を踏まえ、他の資料との比較を行 う際の便宜等も考慮し、表現を統一します。
第4章4-2基本目標1(成果指標) 関係			
8	37	加える対象団地は団地が開かれた時期によ って既存住宅の属性が大きく変わり、事業の 難易度を左右すると考える。	ご指摘は、既存住宅団地において事業を行 う際の参考とさせていただきます。
第4章4-2基本目標4(成果指標) 関係			
9	45	「河川の氾濫が心配される地域のうち危険 性が低くなった割合」の平成37年度の目標値 (56.2%)が低い。8年を経た後であっても、 100%にならない理由、根拠が不明。県民の住 生活の安全を守る施策についての指標だと思 うので、100%達成を目標にされたい。それが できないのであれば、その理由、根拠を県民 に分かるように説明されたい。	県が管理する一級河川は504本あり、総延長 は約2,253kmと非常に長いことから、改修が 必要な延長も非常に長く、対策には長期間を 要するため、H37年度での段階的な目標として 設定しております。

第5章5-2推進体制(1) ①、②、(2)②、④など 関係			
17	57-58	<p>湖国すまい・まちづくり推進協議会の名が各所に記載され、県と民間団体との連携の下で行われる住宅行政の推進を同団体が一手に引き受けているような印象を受けるが、他の団体も多数あるはず。</p> <p>総じて、5-1と5-2がそれぞれ抽象的、具象的に過ぎるのではないか。</p>	<p>5-1は、住生活基本法に基づく各主体のあり方についての記述であるため抽象的な記述となっている一方、5-2は5-1のあり方を前提として、その実施のための体制を示すため、具体的な記述となっていることから、原案のとおりとします。</p> <p>ただし、ご指摘を踏まえ、次のとおり、団体名の記述の一部を修正します（第5章5-2(1)①、②）。</p>
18	57	滋賀県リフォーム推進協議会は具体的にどのような組織で構成されているか、行政以外の団体については説明があったほうがよいではないか。	他に類似の記述があることから、ご指摘も踏まえ、この項目の記述を削除します。
19	57	リフォネットの登録について、平成25年あたりから国交省が別に補助事業を開始しており、現在はリフォーム事業者のまとめサイトのようなものに変わってきてると認識している。 <u>他の事業を記載してはどうか。</u>	

意見の類型ごとの件数等

	意見の件数（修正対応をする件数）	該当する意見の番号	うち、意見を踏まえて修正対応するもの
記述がわかりにくい点について説明の追加や表記の工夫を求めるもの	6件（6件）	3、4、6、13、15、18	3、4、6、13、15、18
専門用語等に関し、より適切な表現について意見するもの	2件（2件）	7、11	7、11
より具体的な記述とすることを求めるもの 他の情報、事例を記載すべきとするもの	4件（1件）	5、14、16、19	19
目標値について、変更または妥当性の説明を求めるもの	2件（0件）	9、10	
具体的修正を求めるのではなく、ある課題や取組が重要と考える旨の見解を述べるもの	3件（2件）	1、2、12	2、12
その他	2件（1件）	8、17	17
合計	19件（12件）		

4 今後の予定

平成29年3月末 国土交通大臣同意、計画の改定・公表

5 滋賀県住生活基本計画（改定案）

別添のとおり

10	45	「土砂災害危険箇所のうち対策により安全性が向上した箇所」の目標値(610箇所)の設定理由、根拠が不明。該当箇所が調査等により増加するからかもしれないが、県民の住生活の安全を守るものであるから、その指標も常に調査時点で100%達成を目標にされたい。未達を恐れて目標値を下げるようなことがあるとしたら残念。	県内には土砂災害危険箇所が4,910箇所と非常に多く、対策には長期間を要するため、今回の計画では、H37年度での段階的な目標として設定しています。
第4章4-2基本目標4、基本目標6（成果指標） 関係			
11	46, 50	「省エネ基準（平成11年基準）」とあるが、現行は平成28年基準。指標としての11年基準という意味か（P49も同じ）。	省エネ基準の達成率は、算出する時点で適用される基準に基づき判断することから、ご指摘を踏まえ、目標設定において <u>基準年度の記述を削除します</u> 。
第4章4-2基本目標5（施策の方向）（成果指標） 関係			
12	47	空き家の増加は今後非常に問題となると思う。増加しているとの説明はあるが、今後、さらに大幅な増加が予想されるという <u>切迫感が伝わる記述とすべきではないか</u> 。	ご指摘を踏まえ、空き家の増加の状況について、次のとおり <u>文言を追加します</u> 。 「本県では近年の空き家率の伸びは鈍化していますが、住宅総数は既に世帯総数を上回っており、人口の減少と将来の世帯数の減少等を踏まえると、本県においても、今後、空き家の大幅な増加が見込まれます。」
13	48	表中、その他空き家の目標値「40,000戸程度に抑える」は唐突ではないか。 たとえば、H37では50,000戸に増加する見込みがあるなどの前提の記述が必要ではないか。	ご指摘を踏まえ、目標値に対応する <u>推計値が約5万6千戸であることを追記します</u> 。 (欄外注) 「平成25年度（2013年度）の住宅・土地統計調査の結果を基に、本県で人口減少に転じたと推測される平成25年度以降に全国平均と同程度の割合で空き家が増加すると仮定して将来的な空き家の数を推計すると、平成37年度（2025年度）において約5万6千戸となる。」
第4章4-2基本目標7 1(1)①（歴史・文化を継承する住まい・まちづくり） 関係			
14	52	「歴史・文化を継承する住まい・まちづくり」のモデルとなる地域の多くは接道不良があることを議論の俎上にあげてほしい。	ご指摘の事情は施策の実施に当たり重要な認識と考えますが、この項目の趣旨は基本的な方向を示すことにあるため、原案のとおりとします。
第4章4-2基本目標7 2(3)（住宅相談体制の充実）、第5章5-2推進体制(1)①、②、(2)②、④など 関係			
15	55, 57- 58	湖国すまい・まちづくり推進協議会がどのような団体なのか説明がない。構成員などを記述すべき。	ご指摘を踏まえ、構成員の類型の記述を追加します。
第5章5-1（各主体の役割）			
16	56	抽象的な言葉が多く具体的なプランが見えてこない印象がある。	各主体の役割に関する記述は、住生活基本法の考え方に基づき、各主体が役割を担っているとのあり方を示す趣旨であるため抽象的な記述となっているものであり、原案のとおりとします。